

令和4年度 第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

【開催日時】 令和5年3月23日（木） 午後2時00分～午後4時04分

【開催場所】 高崎市役所171会議室（17階）

【出席委員】 計13人

会長 金井 敏	副会長 井上 光弘	
委員 井上 謙一	委員 大竹 隆一	委員 大谷 良成
委員 小黒 佳代子	委員 酒巻 哲夫	委員 篠原 智行
委員 鈴木 昭彦	委員 野上 浩	委員 深澤 アサ子
委員 目崎 智恵子	委員 紋谷 光徳	

【欠席委員】 計7人

委員 石原 シゲノ	委員 岸 一之	委員 桑畑 裕子
委員 田端 穰	委員 中西 有美子	委員 萩原 裕美
委員 森 弘文		

【事務局職員】

福祉部長 石原 正人 長寿社会課長 本間 澄行 介護保険課長 佐鳥 久
指導監査課長 栗原 徳彦
担当係長

（長寿社会課）野口 洋 櫻井 和博 小崎 信哉 矢治 香理 荻野 虎彦
（介護保険課）飯沼 純一 石塚 卓也 清水 美奈子 瀧上 富士代 片山 佳子
（指導監査課）上原 孝弘
各支所担当職員、その他事務局担当職員

【公開・非公開区分】 公開（傍聴者0人）

【所管部課】 長寿社会課

【議題】（1）令和3年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について
（2）令和5年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針（案）
について

（3）認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置について

【報告】（1）第9期高齢者あんしんプランの策定スケジュールについて

（2）令和3年度地域支援事業実施状況について

（3）令和5年度介護保険制度運用等の変更について

（4）令和5年度新規事業について（当日配布）

◎開 会（14：00）

挨拶

【議事録本文】

◎議題（1）令和3年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について

一事務局説明

（会長）

ありがとうございました。それでは、何か質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。副会長、お願いします。

（副会長）

あんしんセンターの事業評価を公表するのであれば、もう少し基準のはっきりしたものを出してほしいと言われてまして、以前高崎市では全国のシステムを使う前は、個別に回って、センター毎にお互いに話し合っただけで評価を出していたらしいのです。それが無くなってしまって、これは自己評価だけを公表しているらしいので、これだと甘いところと辛いところがあるので、本当の評価にならない、表を見ても納得できないと言われてました。公表するのであれば、昔のように、基幹型が地域のセンターへ出向いて、お互いに評価し合うような形で出さないと、正式な数字が出ないのではないかとされていますので、検討をお願いしたいと思います。19年度までは基幹型が来てくれて、センター毎に講評し合いながら、点数を付けていたわけですので、その頃に戻してほしいということです。

それから、もう一点なのですが、高崎も100%全部なのですけれど、基準の10、11とか24。特に24ですが、支援要請に対し、対応したかというところなのですけれど、私も法人でやっているのですが、虐待の事例で問題があって、支所にかなづちとナイフを持って飛び込んで警察に捕まったという事件があったのですが、この事件の前に、うちの法人に火を着けた紙を投げ込まれたのです。そういうことがあるので、法人として対応できないのでセンターに来てほしいと要請したのですが、なかなか来てもらえず、対応してもらえなかった。それで私が、仕様がなくて行けと言って女の子にやらせたのですが、女の子が泣いて帰ってきた騒ぎでした。その後は警察と私で対応したのですが、この経過については課長に報告したのですが、自分のところに100%と評価を付けるのだったら、こういうところもちゃんと対応してもらいたいと思います。あんしんセンターは困って電話しているのだから、基幹型に是非対応してほしいと思います。何もやらずに、ただ行け、行けと言っただけで。火を着けられて、物を投げられたところに行けと言ったって女の子は行けないです。私が一緒について行って、警察にまでホットラインを付けてもらって対応しました。この辺は、もう少し確認していただいて、4、5に100%を付けるのだったら、その辺をよく審査していただきたい。

それからもう一点。私もセンターの基準を付けるに当たって、センターの前の表を見て

いると、例えば10の質問があつて、はいといいえしか無いのですが、いいえを付けたのが2つだけで20%とか、逆に多く付けているのに低いとか。基準もはっきりしていないのです。分からない。これもはっきりと基幹型が各センターに示してほしいと言われていまして、よろしく申し上げます。以上です。

(会長)

ご質問を3点いただきました。一つは評価についてですが、以前は自己評価も入れてやっていたということで、受託に関する評価というところが、前は強かったのではないかと記憶はしているのですが、そこから国に準じて変えてきたというところですが、実際には自己評価だけではなく、基幹が関わってきちんと評価をしてほしいというご意見。二つ目については、この基準があるけれども、そこも含めて基幹型としてきちんと対応していただきたいということと、あとは、この回答方法をもう少し精緻にしていいただけたらどうかということです。関連して皆様から何かありますか。では、事務局でご回答いただければと思います。お願いします。

(事務局)

まず、評価につきましては、全国統一の指標のもので示されているものとなっております。確かに個別の評価のところでは、はいといいえしか付けられないような項目、どちらかと言えばという部分が出てしまい、必ずしも100%正確に反映されないと感じております。ただ、こちらは国の統一指標として示されているものですので、引き続き、実施をしていくことになると思います。

(副会長)

内部資料なら構わないですけど公表するのであればちゃんとしてほしいというだけです。内部資料なら、これで全然構わないと思います。

(会長)

公表はどうするのですか。こちらの公表は。

(副会長)

これが公表されて一人歩きされてしまうと、悪いセンターと良いセンターが逆になったりしてしまいます。適当に付けたセンターが良くなってしまつて、きちんと付けたセンターが悪くなってしまうのではまずいので、はっきりしてほしい。公表しなければ構わないと思います。

(会長)

今まで議事録は公表するけれども、その資料については公表していなかったですね。

(事務局)

はい。この細かい、中のところまでは。

(副会長)

内部資料で掲載するなら結構です。

(事務局)

あと、自己評価につきましても、これとは別に、来年度計画等を作成する際に、自己評価をいただいたものをこちらでも確認させていただいて、次年度の改正に役立てていただけるように、確認等させていただいているところでございます。

(副会長)

その件は最後に課長に来てもらって対応していただいたのですが、そういう件は最後、担当者が来て確認してもらいたいですよね。やはり見てもらって、こういう事例があったときは本当に大変なのだから、それを勝手に行きなさいなんて言われて、行けないと泣いているから、私が一緒に付いていったのですが、そういう対応では困ります。是非よろしくお願いします。これは市の問題ではなくて個人の問題だろうけど、是非、指導をよろしくお願いします。

(事務局)

虐待の対応等につきましては、またご相談いただきながら、適切に必要な支援を行います。

(副会長)

新聞にも出たが、ナイフで脅されて警察沙汰になった。こんなことは結構出てくると思うので、是非、市としても警察と相談しながら対応してもらいたと思います。警察がホットラインを授けてくれて、ホットラインで繋いでいます。

(事務局)

ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

(会長)

具体的な要望も含めて出たというところですが、他に、ここの評価についてはいかがでしょうか。

(A委員)

資料のなかで、2－(4)地域ケア会議は全体的に低い。20%、100%のところもありますけれども、低くなっている理由というのは、どう分析されているのですか。高崎市は、全体的に欠損なくやられているけれども、それぞれの施設ではそうはいかないというのは、どういうところに原因があるかを見ているのでしょうか。

(会長)

地域ケア会議、2-(4)が全体的に低調であるというところで、毎年ずっと評価が低いところなのですけれども、この状況についてどう考えていらっしゃるでしょうか。事務局からお願いします。

(事務局)

こちらの評価項目につきましては、お手元の資料、別添1の資料、10ページの39の指標、センター指標の、センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか、この項目が起因していると考えております。市内29のセンターがございますが、センター毎に地域ケア会議を開催して、これについて検討しているか、お願いしているところなのですけれども。基本的にはすべてのセンター、センター主催の地域ケア会議について開催するよう努める、努めなければならないという介護保険法で努力義務規定と考えておりますので、そちらの規定に基づきまして開催をお願いしているところがございますが、昨今のコロナ禍の事情等もあるかと思っておりますが、その開催がなされていないというセンターもがございますので、全般的に評価が低くなっている原因と考えているところがございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

(A委員)

実際には、低い評価になる理由がいくつか考えられると思うのだけれども、例えば人材が不足していて時間が取れないとか。もう一つ大きな理由で考えられるのは、その必要性はあまり、それぞれ考えていない。そのどちらかのような。他にもあるかもしれませんが、そういうところについては、何かお考えがありますか。特に高崎市が100%で、それ以外が100%を取っていないということに、感じるところがあるので、一体どういうところに問題があるのだろうか。

(事務局)

一つ、思われる点について申し上げますと、個別の課題を住民、あとは民生委員さん、区長さん、専門の職業の方を集めて、そちらの個別の事案について話し合うというのが個別会議と位置付けておりますが、一つの要因としては、なかなか皆様をお集めする体制が整わないということが考えられると思います。コロナ禍というのも、もちろんあるのですけれども、地域の小さな会場の確保の問題等もあるかと思っておりますが、そこまで至らなかった、人材の不足も、もちろんあるかと思っておりますけれども、なかなか人を集めて開催するという部分が至らなかったという点があるかと思っております。そちらをどのようにしていくかも事務局で話しておりまして、開催できているところもございましたので、今年度に関しましては、担当者が集まる場面でグループワークを行いました。なされているセンター、な

されていないセンターで、グループをいくつかに分けて、どのようにしたらやっていくのかという、センター同士で意見交換を行うことをしました。令和3年度につきましては、後ほどの資料にも出てくるのですが、9回という低調な数字になってしまいましたが、グループワークを行ったことによりまして、どうすれば開催できるのかということをお互いに話し合った結果、令和4年度、この数字が伸びて参りました。9回だったものが、令和4年度は20回近くまで伸びつつありますので、引き続き、センターの開催に基づきまして、こちらでもバックアップをして、どのように開催していったら良いのかをもう一度考えていきたいと思っている次第でございます。以上でございます。

(A委員)

しつこくして申し訳ないのだけど、もうちょっと具体的に言ってもらえないのか。例えば、会議開催通知を必ずセンターから関係者に出して会議をやるようにプロモーションするとか、どんな、グループワークのなかで解決案を示したのかまで踏み込んで言ってもらわないと、こういう資料を出してもらった後で、じゃあ一体どういう改善があるのか、というのを、誰も解決案をイメージできない。何が問題なのか、きちんと言った方が良いと思う。あるいは解決しているのだったら、解決する方法は何なのかと。

(副会長)

これは、個別ケア会議として地域ケア会議が一緒くたになっているところがあるのです。個別ケア会議を地域ケア会議と捉えるところもあるし、地域ケア会議は別で、個別会議の積み重ねが地域ケア会議と取っているところがある。それをまず、はっきり区別しておかないと、市もその辺の回答があやふやなのです。個別ケア会議をすべて地域ケア会議と考えて良いのだったら全部やっている。それをよく検討してもらいたい。私が捉えているのは、個別ケア会議は個別ケア会議であって、地域ケア会議はその積み重ねを集めて全体で会議するのが地域ケア会議と捉えている。それをやるのは基幹型であり、個別ケア会議は各センターでやれば良いと思っている。そういう形を変えていかないと地域ケア会議は、なかなかできないです。お願いします。

(会長)

ご意見いただいて、令和3年度実績では、かなり低調だということですが、今回さまざまな取り組みをするなかで、例えば意見交換会を持ったとありましたけれども、それによって令和4年度は少し増えたということで、これはまた後で説明をいただけるのですよね。そここのところで補足をしていただくということで、今回の令和3年度評価については、これで確認するというにしておいて、今の個別ケア会議と地域ケア会議の持ち方については、もし時間があれば、後ろの方で情報交換できればと思っております。よろしいでしょうか。

(B委員)

あんしんセンターが、20といくつかあるという話ですが、そのなかで土日祭日

やっているところはどのくらいあるのですか。

(事務局)

基本的には、開設の時間をこちらでお示しさせていただいているのが、平日の開設時間ということでお願いをしております。ただ、緊急な対応がある場合ですとか、どうしても高齢者、利用者と日程調整等が付かなくて、土曜であったり、夜間であったりでないと、という場合には、そういった場合にも対応いただくようお願いしているところでございます。

(B委員)

あんしんセンターは居宅と一緒にしているところが多いですね。そこで、うちにも相談が来るのですけれど、土曜日に連絡しても、連絡が付かないとか、そういったことがないようにしてほしい。例えばあんしんセンターのスタッフがいなくても、居宅のスタッフがいると思うので、その辺の連携が取れているのかと思ったのですけれども。

(事務局)

土日夜間等につきましても、直接センターの番号が繋がらない場合でも、管理者の携帯電話に転送になるなど、連絡が取れるような体制をしていただくようにはお願いしているところではあります。

(B委員)

それを市で確認していますか。

(事務局)

すべてのセンターにその時間帯に電話を、という方法では確認は取っていないのですけれども、そのような形で連絡体制、あるいは緊急対応等の平日の開所時間以外の対応についてもお願いしているところでございます。

(会長)

土日も対応できるということを前提にして、あんしんセンターを受託されているのですよね。違いましたか。

(事務局)

そうです。

(会長)

あんしんセンターは地域で難しい場合には、市役所に電話をくださいという形で、市役所が対応するというふうになっているわけですね。違いましたか。

(事務局)

市役所も緊急の連絡先ということで連絡が取れるようにはしておりますので、そのような理解でよろしいかと思えます。

(B委員)

それは介護SOSサービスですか。

(会長)

SOSは違って、あんしんセンターの運営として、そのような体制を取っているということを、この場で前に報告いただいています。他にはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、令和3年度になりますけれども、高崎市高齢者あんしんセンター事業評価については、これで承認をいただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議題(2)令和5年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針案について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

◎議題(2) 令和5年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について

一事務局説明

(会長)

先ほどセンターの評価について議論いただいたのですが、令和5年度については、この運営事業実施方針で行い、これを確認した法人に委託をするということになるようですけれども、この方針について議論いただきたいと思います。ご意見ありましたらお願いします。では、私から。先ほど、B委員から、土日の対応ということが出ましたけれども、この土日の対応というのは、方針としてはどの辺に入ってくるのでしょうか。

(事務局)

こちらの実施方針につきましては、大きな枠での方針ということで示させていただいておりまして、土日の対応につきましては、委託契約書の仕様書のなかで細かい内容として、土日夜間についても連絡が取れる体制を、ということで定めた上で契約を実施する予定でございます。

(副会長)

やりたい法人には、土日もやらせてもらっても良いのではないですか。今は規制で土日ができなくなっている。承知のとおり、委託事業で。土日も法人に任せて、土日がやりたい法人はやらせてもらって結構としてもらっていただければありがたい。うちはやりますから。

(会長)

法人の方針で土日も実施すれば良いということですね。

(副会長)

今は、法人と委託契約のなかで土日は休みなのです。それで残業手当をやれというのです。そうではなくて、土日にやりたがっている法人もいっぱいあるのだから、もう法人に任せてやらせれば良い。

(会長)

その、センターの設置の方法について、柔軟に対応できるような対応をしたらどうかというご意見ですけれども、これについていかがでしょうか。

(事務局)

現在は、平日の開設時間を基本的な開設時間と定めておきまして、まだ土日の開設まで、常時開設というところまで、お願いということは考えていないのですけれども、その辺の内容につきましても、見直しが必要かどうか検討させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(会長)

土日に開設してはいけないという条項があるのですか。

(副会長)

市の就業規則に従っているから土日は駄目なのです。

(会長)

市の方針に従うから土日の開設はいけないということなのですか。

(副会長)

いけないということはないけど、駄目なのだと。

(事務局)

市からお話させていただきたいと思います。この業務は、委託契約で、各地域の法人さんをお願いしている業務になりまして、単刀直入に言うと、昼間の月から金は開けてください、それ以外の時間は基本的には閉鎖していただいて構いませんけれども、緊急の用事とか、対応しなければならない業務というか事態が発生した場合には、対応をお願いしますという委託契約の約款になっております。副会長にそう言っていただくと非常に、我々としてはありがたいところではあるのですけれども。

(副会長)

土日が残業手当ということなのですから、そうでなくてもやりたい法人はやらせて

やったらどうですか。40時間でやれば良いのだから。

(事務局)

次年度の契約に当たりまして、別の意味では、予算の掛かる部分もございます。

(副会長)

こう言うては怒られてしまうけど、市の職員は土日に出るのが大変だから、こういう対応しただけ。別に法人は土日でも当たり前なのだから、どんどんやらせれば良い。

(C委員)

現場は土日関係無いですからね。

(副会長)

関係無いでしょう。旗日も何も関係ないのだから。

(事務局)

ここはペンディングで整理させていただきたいと思います。我々がと、言っていただけの法人もありますけれども、また逆も然りなところもあります。整理させていただいた上での、来年度の業務には引き続きの形で、平日のウィークデイはやってください、それ以外の時間帯は緊急の、ということで、とりあえずは統一したルールでやらせていただきたいと考えております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。私も確認できないのですが、国の地域包括支援センターの運営要領では、夜間土日の対応というのはどのようになっていましたか。

(事務局)

国の内容について手元に資料が無いので、そこまで明確なお答えができないところではあるのですが、明確な時間という括りではなく、地域の実情に応じて実施方針等を示して委託を行うという内容になっていると理解しております。

(会長)

私も確認したいと思います。ありがとうございました。

(A委員)

資料2のなかで、以前のものとどこが違っているのか教えていただきたい。

(事務局)

基本的には、昨年度と内容としましては変わっていないところになります。文言上です

と、昨年度、あんしんセンターの部会があったところなのではございますけれども、そこが、こちらの運協に統一をされ、最後のページの8番のところ、その他実情に応じて、高崎市介護保険運営協議会が必要であると判断した方針としたところが、昨年度までは、高齢者あんしんセンター部会が必要であると判断した方針となっていて、文言上の変更はさせていただきます。

その他の点につきましては、昨年度と同様に、こちらの実施方針で案としてお示しさせていただきます。

(A委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

他はいかがでしょうか。

(D委員)

的外れだったら申し訳無いのですが、この間、県の会議に出て、群馬県地域リハビリテーション支援センターが県の中にできて、高崎だと日高病院にあるみたいですが、そういった県のいろんなセンターとの連携というのは、あんしんセンターとしても必要かと思うのですが、その辺りは4番に盛り込まれていると思えば良いのでしょうか。

(事務局)

個別の機関の名称までは列挙しない形になりますけれども、4番のところでは介護事業者、医療機関及び民生委員その他の関係者となっておりますので、適切な支援を実施するために必要な関係機関との連携ということは、このなかで含んでいると考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。では、私から。6番の市（基幹型センター）及び他の高齢者あんしんセンターとの連携というところで、『他の』の意味がよく分からないのですが、これは無くても意味が通じると思うのですが、市と高齢者あんしんセンターの連携、それと高齢者あんしんセンター相互の連携、という二つが意味合いとしてあると思うのですが、ここに『他の』を入れたことに何か理由がありますか。

(事務局)

市の基幹型のセンターと、29の各地域型のあんしんセンターとの連携という意味合いになりますので、会長が仰られたように、あんしんセンター相互の、と同義のものになります。記載の方法につきましては、その方がより分かり良いという部分があれば、修正の検討はさせていただきたいと思っております。

(会長)

タイトルの『他の』を取って、文章の中に後半であんしんセンター相互の連携というところを入れていただくと良いと思います。あんしんセンターは個々に活動していますけれども、お互いに連携を取って、広域というよりは中域くらいの連携が必要になってくると思いますので、そういった視点を入れたところも大事かと思います。他はいかがでしょうか。E委員お願いします。

(E委員)

あんしんセンターは地域包括支援センターの高崎版ということなのですが、地域包括支援センターには『高齢者』と入っていないのです。だけど、高崎市は高齢者あんしんセンター、つまりここに8050があったり、高齢者との連携の中に、必ず対象者としては高齢者以外の人が出てくるはずなのですが、そういう人の対応、高齢者あんしんセンターとって周知してしまうと、高齢者のみ、その本人自身の課題と取られてしまう可能性があって、本来の地域包括支援センターを高崎版としてあんしんセンターにしたときに、高齢者をくっつけてしまったのです。だから、もしかしたら、この『高齢者』を外すか、高齢者の代わりに包括を入れた方がピンと来るのではないかと。そんなイメージがあったのですが、どうでしょうか。

(事務局)

高崎市では、地域包括支援センターの愛称ということで、高齢者あんしんセンターという名称で、各29のセンターに運営していただいているところです。その愛称も定着してきているので、名称の変更というのも、なかなかこの場で、どういうものが良いかというのは、すぐには言えないところがあるのですが、先ほどの実施方針の4番で、高齢者が中心になろうかと思いますが、あんしんセンターは地域包括ケアシステムの推進拠点であり、高齢者のことはもちろん、子育て、不登校、障害、難病など世帯全体の複合的な問題に対応するとなっておりますので、包括的な支援の実施をお願いしているところでございます。以上でございます。

(会長)

今のE委員の発言については、第9期の計画を作る際に、地域共生社会の実現という視点を入れてほしいということになると思います。厚労省では、総合相談を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉など他の分野との連携を図って促進していくと書いています。老健局だから面と向かって障害者、児童と言わないのだと思うのですが、ご指摘のあった、例えば8050問題とか、制度の狭間の問題などに対応するというのは、これから、地域包括支援センターの大きな使命になってくると思うので、そういう意味ではあんしんセンターというのは、高齢者だけではなくて、高齢者のいる世帯、あるいは同じように課題に課題を抱えた世帯に対する対応も大事になってくると思います。議論できるか分かりませんが、第9期のところで国が示す社会福祉法による重層的支援体制整備とどのようにリンクさせるのか。高崎市としての方針なども確認をしていきたいと思っております。他はいかがでしょ

うか。A委員お願いします。

(A委員)

この指針はホームページで公表されているのでしょうか。私がしっかり見ていないで、そういうことを質問するのは申し訳ないのだけれども。どこかに公表されているのですか。

(事務局)

こちらはあんしんセンターに示しているもので、ホームページには掲載しておりません。

(A委員)

市民側からこれを見ることはないのですか。

(事務局)

はい。ホームページには掲載しておりませんので、あくまで委託先のセンターへ示しているところになります。

(A委員)

分かりました。基本理念のところはとても大事と思うので、これぐらいは表に出した方が良いのではないかと思うのですけれども。

(事務局)

基本理念につきましては、皆様のお手元にございますあんしんプランにお示ししている内容です。計画で示させていただいた基本理念をこちらの実施方針のところでも使わせていただいております。このあんしんプランにつきましては、市民の皆様にご覧いただけるようにホームページに公開させていただいておりますので、ご指摘の基本理念につきましては、市民の皆様にご覧いただけるようにさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございます。あんしんプランの最初の第三章のところで、あんしんセンターについての説明があり、それから43ページ以降、プランのなかでもあんしんセンターの充実というところで、その概要は示されているというところがございます。ただ、細かく実施方針について、あんしんプランには書かれていないというところになりますけれども、そこは第9期で書き込むのかどうか、というのは、また議論をしたいところだと思います。ありがとうございます。他はいかがでしょう。C委員お願いします。

(C委員)

あんしんセンターの業務方針それぞれのなかで、住民の方とか、各地区の組織とのコミュニケーションの取り方というのが、そこから対処が始まるのだと思うのですけれども、も

ちろん電話とか対面で、というのが一番だと思うのです。顔が見える関係のなかで問題を解決していく、地域を充実させていくというのは、これに勝るものはないと思うのですが、最近、お年寄りでも情報リテラシーというのが大分変わってきてまして、総務省とかも出している資料だと、かなりの方がインターネットの環境にはある。あるいはスマホの保有率は相当高まっている。コロナのこともあって、その辺が加速しているのが実情と思うのです。なので、お年寄りだからスマホ使えない、パソコン使えないという時代は、いずれ終わりが見えてくるかと。ただ、苦手な方もいるので、それ一本で、とは私も到底考えはしないのですけれども。例えばあんしんセンターと住民のやり取りのやり方で、WEBとかメールとかを禁じているとか、そういうものではないという理解で大丈夫ですか。

(事務局)

住民とのやり取りで、WEBを禁止するということは特段、設けてはいないのでけれども、基本的には電話相談、あとは、出向く福祉ということでやっておりますので、可能な限り、福祉の分野ではありますので、訪問等を行って顔の見えるお互い様子が見える範囲で相談支援を行うことが信頼関係の構築にも繋がると考えております。

(C委員)

それは私も意見が同じで、実際に顔を合わせて、コミュニケーションを取るというのが一番だと思うのですけれども、先ほどから出ている土日の対応なども、例えば何か連絡を取りたいというときにメールを打てる方だったら、土日にあんしんセンターさんに連絡しておけば、とりあえずSOSは出したというアクション、一歩目が踏めるのです。最悪土日に事業所がやっていなかったとしても、月曜日には、ひよっとしたらレスできるかもしれないというので、土日の対応の一部にもなってくるかというのが一つと、あとは昨今、WEBでの会議が当たり前になりつつあるなかで、例えば地域ケア会議もWEBなら多職種が集まれるというのであれば、なかなかできないと数年足踏みしているよりは、オンライン会議のシステムとか使ってやることで、実績は重ねていけると思うのです。ただ、何度も申し上げるように対面が一番良いのは私も思います。ただ、そういう方法もハイブリッドで考えていって、恐らく10年後、20年後には、そちらの方向に絶対なっていくのだろうと思っていますし、そのために高崎市がどういうポリシーを持ってやっていくのか。それによっては、予算とか、あんしんセンターに市から端末を貸与しますとか、そういう環境づくりとかも必要になってくるかとも思うので、お年寄りの情報リテラシーの変化に応じたサービスの在り方というのも、数年間計画で考えていっても良いのかと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。情報、ICTなどを活用したもので、現在国でも、介護現場のICT化ということは随分言われているのですけれども、地域の方たちともICTを利用した情報共有とか、あるいは緊急連絡など、というところまで、まだ踏み込んで書いてはないのですが、この辺も第9期の介護保険事業計画の、あんしんプランの議論のところ

では、もうちょっと深めていければと思います。必要に応じて、その予算を委託の中に入れていただくとか、Wi-fi環境を整えるとか、そういったものも必要になってくるのかもしれないということです。貴重な意見ありがとうございました。他はいかがでしょうか。では、無いようでしたら、令和5年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針については、ご承認いただけますでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、(3)認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置について、まず事務局からお願いします。

◎議題(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置について

(事務局説明)

(会長)

ありがとうございました。こちらについて、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この内容を承認するという事でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、続きまして、報告に入りたいと思いますが、(1)第9期高齢者あんしんプランの策定スケジュールについて、説明をお願いします。

◎報告(1) 第9期高齢者あんしんプランの策定スケジュールについて

(事務局説明)

(会長)

ありがとうございました。来年度、6回程度の開催を見込んでいるということで、第1回、5月25日に開催ということになっております。スケジュールについて、皆様方からご意見はいかがでしょうか。5月からスタートするわけですがけれども、そのなかで、例えばニーズ調査とか、具体的な課題を整理したなかで柱を建てて議論していくことになると思います。国は7月頃に基本指針案を出すという予定ですので、こちらも見越しながら2回、3回、4回と議論になっていくと思います。ここには記載がありませんけれども、県の医療計画や介護保険事業支援計画がございますので、そことも擦り合わせというところも、整合性を保つというところもありますので、どこかで検討の擦り合わせをしていくことになると思います。

なお、先ほど紹介ありましたように、部会が廃止されていますので、その部会の機能も、この運営協議会、皆様方のご参集のなかで行っていきたいということでございます。部会の廃止に伴いまして、部会で外部の委員といいますか、アドバイスいただくような、意見をいただくような方も、かつては来ていただいたので、必要があれば、その辺も皆様と協議しながら関係者に出席いただくということも考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、次に移りたいと思います。報告（２）令和３年度地域支援事業実施状況について、説明をお願いします。

◎報告（２）令和３年度地域支援事業実施状況について

（事務局説明）

（会長）

ありがとうございました。皆様からご質問や、あるいは補足などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、A委員。お願いします。

（A委員）

数字についてお伺いしたいのだけど、３ページの表の２番目、２つ目と３つ目の表があります。これは令和４年度が、このまま行くと３年度を超えにくいかという数字が上がっているのですが、この辺は何か理由があるのでしょうか。令和４年度２０件、それから令和４年度１５件という２つの対応件数と相談件数ですけれども。

（会長）

初期集中のところと認知症相談でしょうか。

（A委員）

そうです。これは、このままだと達成はなかなか難しいかという感じが。別に前年度を超えなければならない理由は全く無いのですが、何か理由があるのかと思って。

（事務局）

認知症初期集中支援チームと認知症相談につきましては、基本的には相手方、市民の皆様方から、こちらがご依頼を受けるという事業となっております。こちらの数字が減っていることについて一度検討はしてみましたのですけれども、原因がはっきりしないというのが本音でございます。周知につきましては、色々な場面で行ってはおりますので、例えば認知症の相談であれば、毎月広報高崎で依頼について周知をしているものでございます。そういったものも、随時重ねながら、なるべく皆さんにこう言った事業があるということを知っていただきながら、多くの方に導入をいただければと思っている次第でございます。

（A委員）

ありがとうございます。

（会長）

ありがとうございました。他はいかがでしょう。

(副会長)

職員体制のところなのですが、3職種以外のその他というのは何なのですか。

(会長)

その他についてはいかがでしょうか。

(事務局)

その他につきましては、3職種以外で配置されている職員の数となっております。

(副会長)

3職種の代行をするわけですか。そうではなくて、ただの事務ですか。

(事務局)

中身の内訳までは資料が無いのですが、一般的には3職種以外ということですか。

(副会長)

それから、3職種が揃っていないところが結構あるのですが、この辺の状況というのはどういうものですか。3職種が欠員のところが結構いっぱい出ているのですよね。

(事務局)

こちらは高齢者数の人口に応じまして、職員の配置の基準というのが異なっておりまして、3職種が必ずしも全員揃ってなくても良いセンターもある状況ではあります。具体的には3,000人になりますと必ず3職種の配置が必要になりますのですが、例えば2,000人から3,000人というところになりますと、3職種中の内に、2人がいれば良いという基準になっておりますので、必ずしも3人が埋まっていないところもあります。

(副会長)

では、欠けているところは無いわけですね。規定どおりということですね。

(事務局)

基本的にはそのような形となります。

(会長)

実際には、3,000人を超えている地域で、例えば、上から5つ目のところについては、保健師は2人いて、社会福祉士が1人で、主任ケアマネは0人ですよね。これは3職種いなくてもいいのですかという話ですよね。

(副会長)

豊岡とか、さとの花とか、倉賀野、くろさわ、くらぶち、あんしんセンターでも結構いっぱいある。ということは、状況的には、やむを得ないということなのですか。

(事務局)

職員さんの急なご退職等というのはありますので、職種が一時的に満たない場合には、可能な限り、募集ですとか、法人のなかでの配置替え等によって、その状況が解消されるようお願いしているところでございます。

(会長)

他にはいかがでしょうか。B委員、お願いします。

(B委員)

1番の相談件数は全体で出ていますが、地域毎に分かっているのですか、例えば先ほどの2,000人から3,000人といった、高齢者がいると何人という配置基準があるみたいですがけれども、今後、独居の方とか、高齢者を含む世帯というのが、その地域にどれくらいいるかで相談内容が変わってくると思うのです。そういった場合に、あんしんセンターを増やすのか、人数を増やしていくのか、地域によって相談件数は違うと思うのです。その辺は考えていくのですか。

(事務局)

こちらの相談件数は、各センターからの報告の積み上げで出している数字です。手元に地域毎の個別の件数が、すぐには、ないのですけれども。基本的には各高齢者あんしんセンターに、概ね高齢者1,000人に対しまして、お一人の配置というような形で、各地域差がなるべく生じないような形で運営をお願いしておりますので、また加配の職員ですとか、そういった体制強化の職員を配置した際には、委託の際にも加算を設けまして、センターの運営に支障が無いように、進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

(B委員)

あんしんセンターと地域で、独居の方が何人いて、あと高齢者世帯、高齢者を含む世帯がどのくらいあるかというのは全部把握しているのですか。今後、多分65歳以上の一人暮らしは増えると思うのです。

(事務局)

一人暮らしの調査というのは民生委員さんに協力いただいて、してはいるところなのですけれども、なかなか独居だけとか、その世帯の状況によった物理的な数というのが、実際は市でも毎年というところではできていない状況になります。

(会長)

あんしんプランに、圏域毎に一人暮らし高齢者数も載っています。ですから、第9期の議論をするときは、地域別のデータと相談の件数などを見て、相談の出現率みたいなのところも見えてくれば、そのセンター職員の加配とか、そういったところも議論はできると思うのです。そこは是非、第9期では、また議論をしていければと思います。

(F委員)

3ページのふれあい・交流 農業体験バスツアー、募集が140人、各20人で7回ということなのですが、応募者に対して抽選結果が140人に達していないということと、それに対して参加者がまた少なくなっているというのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

特に令和3年度なのですけれども、令和3年度につきましては9月から10月に開催した次第でございますが、ちょうどその頃、緊急事態宣言、まん延防止等が発令されておりましたので、応募後のキャンセルがかなりありました。その後また抽選をしたわけなのですが、抽選の結果、当選しましたという形でお送りしたところ、開催までに、またキャンセルというのが発生しまして、実際に行っていただいた方、参加された方が90人という形になっております。以上でございます。

(F委員)

やはり個人的、体の都合とか、そういうもので、折角参加できる権利をいただいたのに参加しなかったということですか。折角のこんなに良いツアーを、人数が少ないというのは勿体ないと思って。どうにかしてもっと増やす方法はないですか。

(事務局)

参加していただいた方にアンケートを必ず取っておりまして、アンケート結果を見ますと大変好評で、またやってほしいというお願いが多数来ているところでございます。令和5年度も同じように開催を予定しておりますので、定員はあるのですけれども、皆さんに周知できるような形で、また良い部分も改良しながらこの事業を続けていきたいと思っております。以上でございます。

(F委員)

この参加は家族も付き添えるということではなく、個人で参加する人数ですか。

(事務局)

ご家族が付き添ってほしいということであれば、ご夫婦、お子さんなど家族も一緒に参加できますし、参加されている方もいらっしゃいます。是非、一人で参加できない方であっても、ご家族と一緒に、あとはサポートする我々職員も付きますので、是非、お一人で参加できない方も参加していただければと考えております。以上です。

(F 委員)

ありがとうございました。

(会長)

参加人数の中には、ご家族も入っているということですね。

(事務局)

そのとおりでございます。

(会長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。D委員お願いします。

(D委員)

先ほど、あんしんセンターは高齢者あんしんセンターで、高齢者だけのサービスになっているのではないかという議論がありましたけれど、この実施状況のなかで高齢者以外の、例えば不登校であったりとか、障害であったりとか、そういうものの実施状況というのも、調査はしていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

相談の報告をいただく際に、権利擁護ですとか、認知症に係るもので、また介護予防支援に関するものだったか、というおおまかな括りでのご報告をいただいております、そのなかで、お子様関係ですとか、そういったところの内訳までの集計が無い状況なので、その他相談とかというような括りの中には入ってくるかと思うのですけれども、ここの高齢者以外の具体的な障害者であるとか、お子様に関するものとか、ということは把握いたし兼ねるところがございます。

(D委員)

来期、このプランの見直しに向けてやっていただけたらと。

(会長)

相談内容が認知症と権利擁護という二つしかないのも、その他を作っていただくということ。あるいは高齢者以外の世帯の支援とか、その辺があったのかどうか、そこも集計が取れるようにしていただければと思います。他はいかがでしょうか。

(副会長)

相談件数の把握なのですが、センターとしては困っている部分があります。私の前の責任者のときは、5,000あったとか、1,000とか、100とか、いっぱいあるので、毎月あるのです。これを聞いたところだと、居宅で受けた数字を一緒にしているところと、延べ件数だけ出しているところと、実数だけ出しているところとばらばらなのです。これ

を統一した形で出すような調査にしてほしいと思います。例えば総合相談件数、次に延べ相談件数、その他居宅からのもの。ただ、居宅とあんしんセンターが一緒くたのところがあるので、その場合、全部入れてしまうというところもあるし、引いているところもあると思います。その辺をちゃんとした数字の把握をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(会長)

相談件数のカウントの仕方というのは、何かマニュアルというか、手引きというか、こうしてくださいという指示とかは出ているのでしょうか。

(副会長)

指示があやふやなのです。私は確認したのです。どういうのだ、おかしいじゃないかと言ったら、言っていることがみんな違う。

(事務局)

各相談で、相談を受けた回数を計上してくださいという程度の内容に留まっているかと思しますので、ご指摘があった部分につきましては、報告を依頼する際に、なるべく分かりやすくご報告をいただけるような方法が検討できればと思います。

(副会長)

法人全体の相談件数と、居宅を含めた相談件数とか、あるいはあんしんセンターだけの設定にするとか、そういう形でもらわないと、本当にめちゃくちゃになって出てくるから、どれが本当だか分からない。私も、もらった数字を見ると、多いところは6,000件もやっているし、少ないところは100件もしていない。これでは数字として当てにならないから、ちゃんとした数字を掴んでほしいのですけど。よろしくお願いたします。

(G委員)

高崎市独自の、例えば在宅から相談、有料老人ホームからも相談があると思うのです。介護付き住宅型、ケアハウスとかいろいろあると思うのですけれど、そういう細かいデータが分かると良いですね。

(会長)

できれば、基幹型センターとあんしんセンターの別、ここを分けて集計していただくと、比較的、今のような有料老人ホーム関係というのは、例えば基幹型に入ってくるとか、地域の困り事についてはあんしんセンターの方に入るとか、そういった傾向も見えてくるかと思しますので、次回の相談件数の集計のときには、そういったことを意識して、願いますというか、データを提供していただく前に、こういう方法でデータを採ってくださいということを伝えるとともに、集計の方も、細かく集計していただくことをご提案申し上げたいと思います。他はいかがでしょうか。

(D委員)

高齢者の虐待ということでかなりの人数があるのですが、これは家庭にいての虐待なのか、施設に入っている虐待なのか、どの程度の虐待に当たるのか、その辺が分かると良いですけど、どうなのでしょう。1ページの権利のところでは。

(事務局)

高齢者虐待の件数につきましては、基本的には家庭、擁護者等からなされている虐待等に係る、疑いも含めましての相談件数となっております。

(D委員)

虐待は結構問題になっているのですが、確かにいろいろあると思うのですが、その辺が少なくなるように家庭とか施設とか、そういうところにもお年寄りがいたら指導も必要ではないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

まず一点は相談件数のところに、専門職が答えるのですから、相談経路も本当は取ってほしいのです。直接ご家族からなのか、あるいは民生委員からなのかとか、事業者からなのかというの、一つ相談経路というの、大体相談の場合には、統計を取る場合には使っていると思うので、そこもご検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。

(C委員)

資料2ページの4番、地域ケア会議の報告で、数の見方を教えていただきたいのですが、回と人数が書いてあるのですけれども、この人数というのは、その地域ケア会議に参加した人数でよろしいですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(C委員)

見学者を含まず。

(事務局)

はい。

(C委員)

では、ケア会議にいろんな職種含めて、参加した人数ということですね。

(事務局)

そのとおりです。

(C委員)

事例の数ではないということですね。

(事務局)

はい。

(C委員)

一方、回というのは、1日に開催したものが1回ということですか。

(事務局)

こちらは関しては、1日に3ケース扱った場合には3回という形で含めております。

(C委員)

そうすると、年間14ケースしかありませんが。

(事務局)

こちらに関しましては、地域ケア個別会議であれば、例えば、1日2ケース、3ケース行った場合でも1回という回数となっているものです。

(C委員)

では実際、件数というか個別ケア会議の1ケース1件とすると、件数としてもっと実績はある。

(事務局)

そうです。件数としてはもう少し、何倍、掛ける3、掛ける2という形にはなります。

(C委員)

分かりました。ありがとうございます。私、件数は大事と思っていまして、何件ぐらい個別ケア会議でやっているのか。その積み重ねでネットワークができたり、地域別の課題が出てきたりといって、次の、本来の地域ケア会議の在り方に発展していくのだと思うのですけれど、この件数の評価は現在、どのように捉えていらっしゃるか。例えば、令和3年度だと、仮に30件やれました、令和4年度は50件くらいやれましたという、この件数が、十分な件数としてお考えなのか、実は想定の1%しかできていないとか。もし現段階での、その評価がありましたら、教えていただけるとありがたいです。

(事務局)

先ほどの回答なのですが、一部訂正させていただきますと、地域ケア個別会議、こ

ちらはセンター主催のものに関しましては、基本的には1回につき1件だと思いますので、この回数につきましては、例えば、令和3年度の9回は9件という形で捉えております。介護予防のための地域ケア個別会議に関しましては、基幹型が主催しているもので、こちらについては1回の開催につき、2ケース、または3ケース行っているもので、こちらの回に関しましては、ケース毎で把握しているものでございます。

(C委員)

では、上と下で見方が違うということですね。

(事務局)

地域ケア個別会議については1回イコール1件なので、回数は9件と読み替えていただいても構わないと思います。複数やっている事案も、場合によってはあるかもしれないので、もしかしたらカウントが異なっているかもしれませんが、回イコール件という形で捉えていただいた方が、より分かりやすいと思います。

(C委員)

では仮に、ここに書いてある、14とか、21とか出ていますが、その回数、件数の捉え方というか、評価については、現段階でどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

回数を行うことがもちろん、先ほどの評価にもございましたので、回数を重ねることが一番良いケースと考えております。基本的には、この回数、人数を増やすということを第一義的には考えていきたいと思っております。いろんな職種の方に携わっていただく会議でございますので、その件数、関わっていただく人数というのが増えることによって、地域の個別課題の解決やネットワークの構築にも繋がると考えておりますので、まずはこの回数、人数というのを中心に数字を上げていく、そちらを中心に考えたいと思っておるところでございます。以上です。

(C委員)

分かりました。ありがとうございました。最初の事業評価のところですと、やれたか否かで、1件でもやれたら、やれたで、できました100%という評価だったかと思うのですが、だんだん年数も経っているので何件ぐらいが理想で、それにどのぐらい近づけているのか。その理想に対して、恐らく今後の予算とか決まってくると思うので、高崎市だと高齢者10万人ぐらいはいらっしゃいますし、要介護者だとその2割弱ぐらいになると思うので、その住民からする、在るべき件数というのですか、そこがだんだん見えてくると良いと思います。私も何件が理想ですとか、0.01%が理想ですとは、なかなか申し上げられないのですけれども、これを積み重ねていくのが大事かとも思うので確認させてもらいました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。数字の取り方は十分、これからの資料になると思うので、検討していただければと思います。他はいかがでしょうか。最後に一つ、7番の生活支援体制整備について、今回、第二層協議体の開催数も入れさせていただいているのですけれども、第一層協議体は、何回開催されたかというのが分かれば教えていただけますか。

(事務局)

基本的には令和3年度以降、第一層協議体につきましては、月一度開催しているということになります。

(会長)

毎月一回開催ということですか。

(事務局)

はい。

(会長)

一層協議体、毎月一回、どんなメンバーが集まっていますか。

(事務局)

第一層協議体につきましては、まず、基幹型の包括の職員が担当する業務として、担当者含め、3～4名必ず出席しているものでございます。あとは第一層の協議体の生活支援コーディネーター、一層コーディネーターが2名、プラス行政のコーディネーターがおりますので3名、それと住民にお願いをして、各第二層協議体のメンバーの中から現状で6人、お願いしているのですけれども、その内6人が、出られる人が住民の第二層協議体メンバーとして出席していただいております。あと、高齢者あんしんセンターから輪番という形で、2センターが第一層協議体に参加しており、まずそれが一つです。あとは全あんしんセンターに出席していただく。2部制で行っているものです。1部制が住民を含めた企画会議という形で行って、その終わった後に、その議題も含めてご提示して、あんしんセンターの担当者にお集まりいただきまして開催するという、2部制で第一層協議体というのをやっているところでございます。以上でございます。

(会長)

できれば、その第一層協議体でどういう話が行われて、どんな課題が出ているかというところも運協でフィードバックしていただけるとありがたいと思います。地域包括支援センター運営協議会が廃止になって、この運協が代わりにするということになっていきますので、地域ケア会議の市全体のもの、この運協であったり、この第一層の協議体のところになってくると思うので、こういう意見をいただいた上で第9期の計画づくりに生かしていければと思いますので、是非、そこをご配慮をお願いしたいと思います。他はいかがで

しょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして、(3) 令和5年度介護保険制度運用等の変更について、説明をお願いします。

◎報告(3) 令和5年度介護保険制度運用等の変更について

(事務局説明)

(会長)

国の制度改正に伴う高崎市の対応ということですね。ありがとうございました。これはよろしいでしょうか。

では、続きまして、最後ですが、(4) 新規事業について、報告をお願いいたします。

◎報告(4) 新規事業について

(事務局説明)

(会長)

ありがとうございました。新規事業で、4月、6月、9月で始まるものについて説明がありました。詳しくは、後ろに添付されている資料についてご覧いただきたいというところで、また5月の運協のときには説明をしていただきますので、実施状況などについてもお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、その他ですけれども、事務局で何かございますでしょうか。

(事務局)

皆様の机上に、公の業務や活動にご参加いただく皆さまへということで、高崎市のコンプライアンス室よりチラシの配付がされております。本運営協議会の参加に当たりまして、個人情報の取り扱いであるとかにつきまして、皆様の活動の参考としていただければと思ひまして配付をさせていただきましたので、後ほどこちらもご覧いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(会長)

こちらも、今、時代ですね。コンプライアンスについてということでご配慮いただきたいと思ひます。以上で議題と報告事項、終わりになりますけれども、これにて進行役を降ろさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。また、委員の皆様、闊達なご議論いただきまして、我々としても身に染みるところがありました。今後の業務につきまして参考にさせていただければ

と思いますので、よろしく願いいたします。

閉会に当たりまして、部長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

(石原部長)

本日、皆様、お忙しいところ出席いただきまして、どうもありがとうございました。さまざまなご意見、ご要望、ご提言をいただいたところでございます。こういったご意見、ご要望、新年度に策定を予定しております第9期のあんしんプランに繋がっていくものと考えておりますし、私どもとしても、しっかりといただいたご意見等を、研究、検討させていただいて、第9期のプラン等に適切に反映できるようにしっかりやっていきたいと思っております。新年度は、またご足労いただく回数が増えるかと思っておりますけれども、大変お手数をお掛けしますが、引き続きよろしくお願いいたします。また、井上副会長からも個別の事例について、ご指摘もいただいたところでございますけれども、そういった部分もしっかり、市としても改善すべき点はしっかり改善させていただいて、市とあんしんセンターさんと、しっかりした信頼関係の基に、事業推進していけるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。私からは以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、令和4年度の第2回の介護保険運営協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。